

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の
レベル分類の運用について

これまで、各都道府県におかれては、令和3年11月8日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言（「新たなレベル分類の考え方」）を踏まえ、レベル判断を行っていただいていたところです。今般、令和4年11月11日の同分科会において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応」が取りまとめられ、今秋以降にオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が生じ、保健医療の負荷が高まった場合を想定し、レベル分類について、医療のひっ迫度に着目する基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応した指標及び事象を改訂した「オミクロン株対応の新レベル分類」（以下「新レベル分類」という。）が示されました。

新レベル分類の運用については、下記のとおりとしますので、各都道府県におかれましては、引き続き管内の感染状況及び保健医療の負荷の状況等を的確に把握するとともに、本事務連絡に基づき、適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1. レベル判断に関する事象及び指標の設定

都道府県は、今般示された新レベル分類の内容を踏まえ、各レベルへの移行に関する事象及び指標について、可能な限り11月中に設定することとする。

また、レベル判断に当たっては、設定した指標が目安を超えた場合に機械的に判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、必要に応じて各都道府県の実情等を把握している専門家等の意見も参考にしつつ、各都道府県において総合的に判断すること。

なお、判断に係る事象及び指標を以下のとおり例示するが、都道府県の実情に応じて、これ以外の事象や指標を基に判断することは差し支えない。

(事象)

○保健医療の負荷の状況に関する事象

- ・発熱外来患者の増加
- ・救急外来患者の増加
- ・入院医療の負荷が増大
- ・救急搬送困難事案の増加
- ・重点医療機関における医療従事者の欠勤者の増加
- ・自宅療養中や施設内療養中の死亡者の発生
- ・救急車を要請されても対応できない事案の発生

○社会経済活動の状況に関する事象

- ・職場等での欠勤者の増加

○感染状況に関する事象

- ・感染者数の増加

(指標)

- ・病床使用率
- ・重症病床使用率

2. 新レベル分類におけるレベルごとの事象及び指標の目安

各レベルの判断に係る事象及び指標の目安の例は以下のとおり。

(1) レベル1／感染小康期

(事象)

○保健医療の負荷の状況

- ・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい

○感染状況

- ・感染者数は低位で推移しているか、徐々に増加している状態

(指標の目安)

病床使用率：概ね0～30%

(2) レベル2／感染拡大初期

(事象)

○保健医療の負荷の状況

- ・診療・検査医療機関（発熱外来）の患者数が急増し負荷が高まり始める
- ・救急外来の受診者数が増加する
- ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数が上昇傾向となる

○社会経済活動の状況

- ・職場の欠勤者が増加し、業務継続に支障を生じる事業者が出始める

○感染状況

- ・感染者数が急速に増え始める

(指標の目安)

病床使用率：概ね 30～50%

(3) レベル3／医療負荷増大期

(事象)

○保健医療の負荷の状況

- ・発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生
- ・救急搬送困難事案が急増する
- ・入院患者が増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる

○社会経済活動の状況

- ・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する

○感染状況

- ・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する

(指標の目安)

病床使用率：概ね 50%超

重症病床使用率：概ね 50%超

(4) レベル4／医療機能不全期

(事象)

○保健医療の負荷の状況

- ・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般外来にも患者が殺到する
- ・救急車を要請されても対応できない状況が発生する。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態
- ・膨大な数の感染者により入院が必要な中等症・重症の患者数の絶対数が著しく増加する
- ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫する
- ・入院できずに自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生する
- ・通常診療を大きく制限せざるを得ない状態

○社会経済活動の状況

- ・職場の欠勤者数が膨大になり社会インフラの維持に支障が生じる

○感染状況

- ・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生する

(指標の目安)

病床使用率：概ね 80%超

重症病床使用率：概ね 80%超

3. 内閣官房への報告

(1) 事象及び指標の設定等

都道府県は、新レベル分類に係る各レベルへの移行の判断に係る事象及び指標を設定又は変更した場合には、内閣官房に情報提供すること。

また、各都道府県において独自のレベル分類を設定しており、これを外来医療を含む保健医療の負荷の状況等に着目したものに修正した上で、新レベル分類に相当するものとして使用する場合には、当該レベル分類の考え方や事象及び指標、各レベルが新レベル分類におけるどのレベルに相当するか等について情報提供すること。

(2) レベルの移行

都道府県は、新レベル分類におけるレベル3及びレベル4（独自のレベル分類を用いる場合には、新レベル分類におけるレベル3相当及びレベル4相当）への移行を判断する場合、時間的余裕を持って事前に内閣官房に情報提供すること。

(連絡先)

「内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室」宛

メールアドレス : corona.houkoku.v8t@cas.go.jp